

# 第6 1回施設・研修等分科会 議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第61回施設・研修等分科会

日 時：平成30年3月5日（月）14:29～15:23

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

公共サービス改革法の事業選定等に関するヒアリング

京都迎賓館庭園保全管理業務（内閣府）

<出席者>

（委員）

浅羽主査、石堂副主査、奥専門委員

（内閣府）

迎賓館

別府館長

迎賓館京都事務所

掘金所長

大臣官房政策評価広報課

河田課長

（事務局）

福島事務局長、栗原参事官、池田参事官、清水谷企画官

○浅羽主査 どうもお待たせいたしました。ただいまから第61回施設・研修等分科会を開催いたします。

本日は、「公共サービス改革法の事業選定等に関するヒアリング」といたしまして、京都迎賓館庭園保全管理業務に関する審議を行います。

内閣府迎賓館の別府館長にご出席いただいておりますので、ご説明をお願いしたいと思っております。なお、ご説明は15分程度でお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○別府館長 迎賓館長の別府と申します。本日はよろしくお願いいたします。

今日、私のほうから説明させていただくことにしたのは、いくつか理由があるのですが、1つは接遇の場で実際に庭園などを外国の方に御説明していくのは私なので、そういった観点で、どのような使い方をしているかということについても私が説明したほうがいいだろうということと、あとはもう1点、恐らく皆さんも、京都の庭園は何か特殊だなという感じは持たれたと思うのですけれど、私自身も最初、よく分からないところが結構ありましたので、東京から行って初めて京都の庭園のことを知った人間が、何となく分かったことという形でお伝えしたほうが、まだ分かりやすいのかな、というような意味で、私のほうから御説明させていただくことにいたしました。

それでは資料を見ていただきましてまずその迎賓館の庭というものの特殊性として、「京都迎賓館の庭」だということもポイントです。京都迎賓館自体ができたのは平成17年ですけれども、その前に1994年（平成6年）、ちょうど平安遷都1,200年、ちょうど関西国際空港ができた年なのですけれども、そこで閣議了解で京都迎賓館をつくるということが決まっております。その閣議了解に書いてある中身は大体、こういうことが書いてあって、趣旨としては経済的なことに関してはそれまでいろいろやってきたわけですが、ここで「歴史的・文化的側面も含めた幅広い対日理解を醸成するためなのだ」というところが1つのポイント。

もう一つは、その設置する場所としては「京都の地」とするという。これは関西圏にという話はその前からあったのですけれども、どこだという話になったときに、京都のほうから京都御苑内という場所の提案が出てきたことによって、やはり京都御苑という非常に象徴的な場所なので、そこで京都だという話になっていったという経緯があるようでございます。

それから、その施設は和の迎賓施設であるということ。「和の接遇施設」だという、そういう3つのポイントをもってつくることが決まったということです。そういう意味で京都御苑の中にありまして、その敷地面積2万㎡ということですから、すごく大きいというわけでもなく、御所などと比べるとかなり小さいわけですが、その中で、建物面積が8,000㎡に対して庭園面積が6,790㎡という、結構実は庭園というのはかなり大きい面積をとっております。

それで、「構造」といったものも書いていますが基本的に御苑の中にあるので、この紙で

いうと、ちょっと次のページを見ていただくとわかるように、御所の鬱蒼とした森林の中にあるような雰囲気になっていまして、そのほかの建物との関係上も、一見木造風の感じになっていますが、この大きさでつくるので木造だけではつくれなくて、当然いろいろな鉄骨とかそういうのも使ってつくっているという形です。

その当時、つくるに当たって、かなりコンセプト的なことを議論いたしまして、「現代和風」と「庭屋一如」というのが2つのコンセプトとして挙げられております。それで、「現代和風」というのは、先ほど申し上げた、閣議了解にも書いてあるのですが、賓客の快適性とかそういったものは考えなければいけない。そういうところにおいて、現代的なものは取り入れなければいけないわけですが、その一方でやっぱり和のもてなしをするということになっていきますので、現代的な技術を随所で尽くしながら全体としては和風を表現していくというスタンスです。

「庭屋一如」というのは、日本の庭園というのが、特に日本家屋における庭園というのが、実際すごく重要度が高い、重いという思想のことで、「庭屋一如」という言葉自体は平安時代の「作庭記」という本に出てくる伝統的な言葉ですが、そういう「庭屋一如」として、つくるべきだという話になりました。

そのときに、これは京都でつくるということで、先ほど申し上げた平安遷都1,200年ということもあって、京都はかなり、実は張り切ったというか、せっかくだったら当然京都の伝統技能を活用するという考えも京都のほうも持っておられたし、こちらのほうも京都につくる以上、京都の伝統技能を活用していこうということで、伝統技能の活用委員会という、第三者委員会みたいなものを、建設開始する前、建設自体は平成14年の3月から開始しているわけですが、その前の段階、平成13年から、一体伝統技能とはどういうものがあるのだろうか、どういう業者を活用するのだろうか、みたいなことで実は議論しているわけです。これについては、また後でもう一回御説明いたします。

その京都迎賓館の庭園というのが、写真を見ていただくと、建物の真ん中に池があって、それが中心で、全ての場所から庭園が見えるというような形でつくっております。それでこの①、②、③、④、⑤と書いてあるのは、次のページにざっと対応した写真がついていますが、庭園は実は細かく分けると15ぐらいに区分されていまして、この5つ以外にもあるのですけれども、一応分かりやすいところで、次の紙を見ていただくとよろしいかと思えます。

①の部分というのは、池の真ん中にある、廊橋という橋ですね、渡れる廊下のような橋で池を分けていまして、片側は水が少なく、いわゆる田んぼのイメージでつくっています。この部分は大きい公用室から大体見えるわけです。その横の②というのは、この廊橋の逆側ですが、こちらは実はもう少し深く、鯉もいて、中に実は島を模した、こういう亀型のものとかいろいろあるのですけれども、要は海をイメージしています。また、この②の真ん中あたりに白いところが見えるのですけれども、これは洲浜といって、石で、お白洲の洲に浜辺の浜と書きますが、そういったものをつくっていまして、実は洲浜というも

の自体が平安時代からの伝統的な、つくりになっています。この②という部分は和風の夕食とか昼食を食べる、そういう和室から見える場所なのですが、要はこの窓枠がちょうど座ったところから見ると、こういう絵みたいになるような感じで実はつくっているわけです。

③というのは、別の、もっと小さい和室のほうから。ここも食事とかもできますけれども、そこから見た場所で、ここは滝みたいなものがあるって、ここもまさにちょうど窓がフレームみたいになっている、そういうようなつくりの庭です。

④は、庭の中を歩いていただくときの土橋ということで、土でできた橋で、むしろ田舎風のもの、これもある種京都の庭園では伝統的なものです。⑤は普通の歩く道です。要は、実は庭園といっても、一つのものというよりは、いろいろな、多様なものを集めてつくっていて、全体として統一性を保っている、その中にいろいろなつくりの場所がある、そういう庭園だということです。そういうことによって、いろいろな庭園の、つまり京都迎賓館に来られるお客様というのは、実は京都のいろいろな名園を見るわけですが、それと比してもおもしろみがあるというか、いい庭園をつくるというようなことで、庭園がつくられているわけです。

次のページに、「主な庭園使用例」という具合に書いてありますけれども、これは、私が着任したのはおとしの6月ぐらいですけども、その後で京都での接遇の回数というのは21回ありましたが、そのうち12回ぐらいが宿泊がありました。この中で一番よくやっているのは、上の右側の鯉の餌やりで、これは夜来られてばっと帰られる方でもこれはできるので、そのうち15回ぐらいやっています。あとは、庭園散策というのはむしろどちらかというと泊まれた方が朝とか、中を歩きながら説明するというようなもので、これは私どものほうできちんとご案内しているというのが大体10回ぐらいですか。そのうち2回ぐらいは、左下のような感じで、和船にも乗るといった使い方をしてしています。あと、今は一般公開もやっておりますけれども、夜は夜景という形で、楽しんでいただくというようなことをやっています。

念のため申し上げますと、左上の、ここで説明されておられる佐野藤右衛門さんという方は、実はこの方が作庭者で、まさに庭師としてこの庭をつくるのを全体を指揮された方なのですが、実はこの方は外国でもいろいろな庭園をいっぱいつくっておられて、外国人の方への説明もできるし、ある種外国人の方にも分かりやすいとか理解しやすい庭園をつくっていただいたと考えております。というようなことまでが実態です。

ではどうやって庭園の保全管理をするかという話になるわけですけども、庭園保全管理についてちょっと申し上げておきたいのは、若干特殊的なところかもしれませんが、要は今、この庭ができてから13年経ったわけですけども、京都の庭園というのは最初につくったときというのは、例えば一番わかりやすい例でいうと、大きい木はそんなにたくさんはないのですね。それはなぜかということ、大きい木を持つてくるのは結構実は大変ですし、その大きい木というのはそもそも、いいものがすぐあるのかという議論になってき

て、ある種土地になじませてつくっていくというところがあって、それで最初にはどうしても若木を多くしておいて、その若木が育ってきたところでまた間引いていくというような過程があるわけです。そういう点で、実は10年後、20年後みたいなものを見据えてつくっていく、そういう庭園だということに特徴があるわけです。

そういう意味で、「庭園保全管理の概念図」と書いてありますけれど、要はこの対象である樹形育成とか、苔・地被類等、下には施肥とか除草というのが、チャートになるようなわけではなくて、円環的になっているということが実はポイントでして、例えば樹形の剪定をして上のところを変えると、今度は下に影響が当然、苔とか竹はどうなるんだとかいう話が出てくる。あるいは、水生動物のほうにいろいろなものが流れていったときの影響とか、かなり実は全体がつながってしまうということなのです。そういう意味では、何か1個だけを、1つやっていくというものではなくて、全体として、しかも先ほど申し上げた迎賓館なので、保全管理をやっていながら、その間に当然、接遇がいっぱい入ってきます。そして、接遇が入ったときには、そのときのベストの姿を見せなければいけないということなので、非常にそういうのを気を使いながらやっていくというものです。

そういう意味では、我々がこの管理のポイントとして書いてありますが、やはりその作庭者のコンセプトに従い、というのはこれも京都市的なのですけれども、やはりつくった方の考え方というのを、さっき申し上げたように20年前は見据えてつくっているの、その考え方を生かしながらかつっていきます。そうでないと、最初に考えたのと違うようなものになっていってしまうというようなことであって、継続的な育成管理が必要だということなのです。

もう一つは、これはある意味庭園の宿命なのですけれども、やはりなかなか思ったようにいかないというか、新しいこと、いろいろなことが起こることへの対応です。今もあるのですけれども、苔がなかなか定着しないとか、いろいろな問題が出てきて、あるいはその中で、大きい風とか嵐とかあったら木が折れることもあれば、そんなこともあるということです。そういう中で、あるいは意外にいい木が育ってきたので、思ったよりここをもうちょっと中心に育てていこうか、とかいうことで、新たな景観、つまり、コンセプトには従いますが、その決め決めでできるものではなくて、その中で新たな景観が、むしろいい景観になっていくということを目指していくということです。

そういう意味で、この概念図の真ん中に育成管理と景観創出があります。ただ、これらをやっていくためには、まさに専門的知識や伝統的日本庭園の管理経験者が、しかもこれを全体として一連としてやっていくということが必要だと。そういうことで、そういう概念図の中でやっています。

その実態が今、どうなっているかという、次のポイントですけれども、我々は今、京都市都市緑化協会と契約しておりますけれども、その都市緑化協会というのはある種、京都の庭園団体とかそういった方々が、基本的に全体的に参画されているところですので、その中に、こういう資料に書かれた図の形でやっています。実はつくったときのメンバー、

佐野藤右衛門さんというリーダーと、庭園施工4業者もその中に今入っているわけです。それで、我々としては一番のポイントというのは、そういう形をどうやってつくるかというのは最初に保全をやる時に問題になったようで、そのときにいろいろな方から、どうやったらうまく作庭者のコンセプトに従って、しかもそれなりの熟練の職人を確保して、一緒にやっていくことができるんだらうかといったときに、なかなか文書みたいなのが残っていないので難しいのですけれども、その中でこういう、京都の公益法人という立場であれば、割りとみんながどこかの下請けになるとかいう立場ではなくて、うまく入りやすいというようなこともどうもあったようだということです。

そして、その中でいろいろな熟練の職人が、もっと言えば4事業者以外にも広げていけるという要素はあるので、この京都市都市緑化協会と随意契約をして、そうすることで、先ほど言った作庭者の意図の継承とか、技能者の継続的・安定的供給とか、あとは大規模庭園。先ほど申しましたように、これがいろいろな多様な要素を持っている庭園であるということもありますし、京都の老舗の庭師の方々というのは、実は大体どこから始まるというと、天保とか安政とか出てくるのですけれども、そういった方々で、そんなに大きい事業所ではむしろなくて、ただそういった方々というのは有名なお寺の庭とか、あるいは東山のほうの明治以降できた庭園群ですね、そういったものを管理しておられるような方々というのは、そんなに実は大きい企業というわけでもない。しかも短い期間に、先ほど言った、いい木とかいうものを集めようと思うと、1社でそういうのを集めるのは非常に困難だとか、いろいろな理由から、最初にやったときに4業者にお願いして、その4業者と佐野藤右衛門さんを棟梁にするということは、先ほど申し上げた伝統技能に関する第三者委員会でちゃんと議論をして、こういう人たちにやってもらおうと決めたわけです。

そういう点では選ばれたという名誉みたいなことは彼らもすごく、感じておられるけれども、逆に言うと、選ばれなかった方々もいるわけなのですが、そういう中でも京都の庭園の場合は、この庭園は誰の庭園という感じに実は今もなっているのですね。どこの庭園は誰れさんがつくったのでその業者がそのままずっと見ているとかいうのが。このヒアリングがあるからというわけではなくて、一般公開になったという関係で担当者にいろいろな庭園について、それらはどういうふうに行っているかというのを見に行ってもらった後で、私も何個か見に行かせていただいてお話を聞いたのですが、1個1個庭園の個性が少しずつ違うのです。つくられた方のところの方が保全管理をやっておられたのは、民間だということで恐らくやりやすいのだと思いますけれども、そういうのが実は多かったと。そんなようなことがございます。

そういうようなことで、我々としては今、こういう現状でやらせていただいています。それで、随契ということになると、恐らく2つポイントがあって、要はちゃんと金額的な面はうまくチェックしているのかというポイントと、そういう作業実態みたいなものをちゃんと管理しているのかというのがポイントだと思うのですけれども、予定価格は、別に向こうの見積もりによっているわけではございませんで、いろいろな公式資料をベースに

して、直接管理費とかあるいは労務の単価用途がございまして、そこからつくって、その中に納まるように価格交渉もやりながらやっているというようなやり方でやっています。

それであとこのチェックのやり方も先ほど言ったように、庭というのがかなり、その時々で、やろうと思っていたことが今はすぐできないということもあるので、年間計画みたいなものがあるわけですが、月間、週間と出していただいて、その計画を確認しながら見ていくという形で、実績は非常にかっちりとしております。その中で、必要があれば庭園会議という有識者の方の入ったところで、もう一回きちっと見ていただき確認していくというやり方で管理は行っております。

さらに言うと、京都市都市緑化協会というところ自体がどういう仕事をしているのだというのも恐らく一つのポイントなのかと思えますけれど、ここもどういう具合に言っているのかちょっと難しいのかもしれませんが、先ほど言った庭師の方々というのは行政的な文書をつくったりするといったことは実はあまり得意ではないです。それはもともと民間だとそういうことがないので、むしろお任せでやっているようなところも恐らくあって、そういう点では京都のそういう方々というのは、多くの行政事務を伴うような公共的な庭園というものにそれほど実は、今までかかわってきていないのだと思います。そういう事務的作業を彼らと調整しながらちゃんとやっていただく、そういう作業自体をやってくれるところも実は期待しておられる、というところがあって、そういう意味で、恐らくほかには大きい民間企業みたいなどころでできないのかということもあるのかもしれませんが、先ほど申し上げたように、そうすると何か老舗の方々が下請け的な立場を受けるか、どこかと共同でやるかということ、なかなかそれは難しく、かつ、そういった行政実務になれているという点では、京都市のこういう緑化協会というのは、自分たちだけでもいろいろな庭園管理をやっていますので、そういう庭園管理の行政実務にたけている人もいます。しかもそういう人たちは庭師の資格も持っているような人がいます。そういうようなところで、全体としてこのセットで見ると、今のところとりあえず、我々としてもベターだと思ってやっているという次第でございまして。

市場化テストに適さない理由としては、先ほど申し上げたようにやっていくこと自体が状況で変化していくところもあって、仕様書というものに詳細を明記できないというところが一番のポイントだと思っております。それで、くどいようですが、京都の庭園というのは、私もなんとなく腑に落ちてきたということかもしれませんが、かなり特定のそういう庭についてのいろいろなことの経験と、あと技能とか、あるいは過去からの歴史的な背景を持っている、蓄積されたものを持っている人が、そのセンスの中で、ここに芸術品のようにと書いてありますけれど、それしかないものとしてつくっておられるものだと思います。それを完成したものをそのまま保つという形ではないので、あらかじめ網羅的な仕様書を作るというのは少なくとも今の段階では難しいと考えているということです。

ただ、先ほど申し上げたように、我々自身も一般公開の中で、どうやって今後うまくや

っていくのかということもありますし、職人の確保というのを長期的にまたさらにどうやって行っていくかというのは大きい課題だと思っていますし、今回あるような話の中でもちょっと発注をさらに透明化できないかみたいな話は恐らくあると思いますので、そういったことを含めて多角的に第三者委員会で検討していきたいというのが、今我々の思っているところでございます。以上でございます。

○浅羽主査 ご説明どうもありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました内容につきまして、ご質問、ご意見のある委員は発言をお願いいたします。

○石堂副主査 なかなか取り組みづらいなということを、聞きながら思いましたけれど、この京都市都市緑化協会という公益財団法人、これは基本財産は5,000万という話はわかったのですが、年間の事業規模といいますか、ここの協会がやっている事業総体というのはどのくらいの金額なのか。

○別府館長 私の知っている限り、いろいろな事業があるのですが、その中でうちみたいな庭園を管理するような事業としては恐らく、私が前に見たときには9,000万ぐらい、1億ぐらいかな、あったと思いますけれども、その中でうちの分が6,000万ぐらいだったかなと思います。

○石堂副主査 過半はこの仕事だという……。

○別府館長 今はですね。うちの額自体が、ちょっと実は伸びてきちゃったところもあるので、あとは全体の指定管理とかいうのを含めたときにまだもうちょっとあるのかもしれませんが。

○石堂副主査 それからこの6ページの図で見っていきますと、緑化協会の下に、下なのか上なのかかわからないですけど、佐野さんという方と庭園施工4業者という書き方、この4業者以外にもいろいろお仕事はされているのですか。

○別府館長 今の京都迎賓館の保安全管理という点では、どこでやっているといえいいのか、あまり多くはないです、少なくとも。大きいメイン業者でかなりやっていて、ただ1点だけご説明すると、4業者がいつも同じ比重でやっているわけではないです。あるこの間、この特定の業者は割りと多めにやるとか、その3業者の中でまた変わっていくとかいうことはございます。

○石堂副主査 そういう意味では、その4業者というのは、何といいますか、やるのがそれぞれ別だから4つあるのか、ほぼ同じような仕事を4業者が分け合っているのか、その実態というのはどちらなのか。

○迎賓館担当者 4業者の方でそれぞれ職人に得意分野というものがございますので、4業者というよりは人になりますので、その方がされている仕事というところはございます。例えば松についてはこの方が上手という方でやっていただいて……。

○石堂副主査 得意な分野をそれぞれやっているのですか。

○迎賓館担当者 それぞれ同じ庭の中で、それにたけている方もいらっしゃるって、この松は誰が面倒見ているということもございます。恐らくその意味で、4業者だけという認識

ではなく、協会の方に依頼しているのは跡継ぎも含めて、柔軟にそこは人材確保ができるというところと聞いております。

○石堂副主査 これはちょっと特殊な案件なんだから単純な比較はできないということを承知の上で言いますと、ほかのいろいろな事業であれば、そういう業者のシェア配分みたいなものは一体誰が決めるのだらうという気がするんですよね。それがもう、ほかの事業とは違って、どうも外からは絶対見えないといいますか、結果として同業者が幾ら受け取ったかというのは税務上の問題もあるでしょうから、それぞれに明らかになるでしょうけれども、そもそもその計画レベル、今年はこの、先ほど来、いろいろ変化があるというから、年度首に今年はこのだけやればいいのだということがきちっと決まらないとは思いますが、結局は、変化していく形の中をどの業者にどれをやらせようというのは、誰が決めているのですか。

○迎賓館担当者 そちらのほうも緑化協会のほうの采配になり、佐野藤右衛門棟梁のほうと相談されて、中身が決まります。当初から我々迎賓館では公共工事の労務単価を使っておりますので、それは個人の誰になろうと積算上は変わりがないことになります。

○石堂副主査 緑化協会が決めるといっても、結局、いろいろご説明聞いていても、庭をつくった方の意向が、ある意味では絶対的なものとしてあれば、協会がこれはこうしましょうと言ったって通らないでしょう。結局、その佐野先生がそれでよしと言うか、あるいはこうやってくれと言ったことが通っていくんだというふうに説明を聞き、またこの資料を見る限り、そういう構造なんだなという気が、どうしてもするのですけれども、そういう理解でいいのですか。

○別府館長 そこはすみません。庭園会議という仕組みがありますので、何か大きいことをやるというときには、そういう有識者の方とかも、あるいはそこは作庭者も入るのですけれど、京都市都市緑化協会も。この庭園会議は全部にまたがっていますから。ここでそういう議論をする場所というのが1回あるわけですね。

○石堂副主査 要するに、何でそのほかの事業のように扱えないかといえば、その庭づくりという特殊なものがある、それはこの人に聞かなきゃだめなんだと。この人の言うとおりやらなきゃだめなんだというのがあるから難しいのだと思うのですよ。それで、先ほど4業者以外の業者の話、あえて持ち出したのも、確かにこの佐野さんという方がつくった庭を、今はその方が最初どういう発想でつくったかということで行くんだ、となってますけれども、何も未来永劫そうだといいことでもないような気がするんですよ。あるときにもう全くやり方変えてしまえ、という人が出てきて、それがいいのか、それとも今のままがいいのかということ議論する場というのは、全く想定されていないような気がするんですよ。それが伝統なのかもしれませんけれどね。ですからそういう構造で考えていくと、その庭園会議であれ、今度また何か新しい、さらに部外者を入れて検討していこうといっても、要するに今の庭をつくった人の意図がどこまでも反映される、それを実現するための委員会以外のものではあり得ないのではないかという気がするんですけれどね。

○別府館長 先ほどちょっと申し上げたように、基本的に我々は、コンセプトと申し上げたところは、そこまで実は厳密だとは思っていないということなのです。コンセプトというのは考え方としてあるわけですが、それを今のこの4業者が入って一緒にやる中で、そのコンセプト的なものが別に作庭者もそうなのですけれど、作庭者と一緒に働く中で、共有されてきているのだとまず思っています。

それともう一つあるのは、そういう仕組みがあっても、とおっしゃるのですけれど、その庭園会議の中で基本的に議論はしているわけですよ。今後どうするか、みたいな、あるいは保全のやり方についても今までも議論をしてきて、ちょっとずついろいろな整理をしてきたりしています。景観のポイントはどこだとかいう話とか、そういうことをやっていく中で、途中で佐野藤右衛門さんが別に、かっちりとかうしななきゃいけないというものを仰るわけではないのです。ここは、先ほどちょっと申し上げたように、いろいろな庭の中で、この庭はとにかく緑しか使わない庭とか、あるいはここはとにかくよくすいていくのだとかいう、そういういろいろな傾向とかがあるわけですが、そういった傾向というのが恐らくはあるのだと思うのです、この庭にふさわしい傾向が、しかも部分部分によって。そういう点で非常に難しいとは思いますが、これじゃなきゃいかんということまでは、そう言っているのは恐らくリーダーである佐野藤右衛門さんも、そういう言い方はされていないですよ。

○石堂副主査 結局、その4業者で、リーダーだけのものでないといっても、結局リーダーと、その近い4業者でしかないのですよね。それがあつ限り、効率性だとか経済性だとか、一般的な、普通の事業に適用されるもので推しはかろうとしてもそれは非常に難しい、最初から拒絶される世界でないかという感じを受けるのですよね。私個人的な感覚としては、どんなに部外者を入れた委員会つくろうが何しようが、最初のこの佐野先生が考えた、あるいはイメージした庭をどう変えてもいいという前提があれば別ですけど、そうでなければどんなに部外者入れたって、結局先生の言うとおりにしなければ、それは物事成り立たないという世界に戻ってしまうだけではないかという気がするんですよ。

そういうことを、一概にだめだと言っているのではないのですけれども、そういう性格からいくと、まさしくその市場化テストにかけて一般競争入札かけて、複数応札で技術点と価格点でやろうなんていったって、絶対に通らない話だなという感じを受けるのですよね。ですから、皆さんの側でも、結局そういう構造でいくしかないんだということを、今日ご説明しに来られたのかで、そこがちょっと最後聞いておきたいような感じなのですけれどもね。

○別府館長 私自身が今回御説明に来たのは、とにかく非常に簡単ではないというのはまず、御説明しなければいけないとは思っていました。大変特異な例だろうというのは。それで、ただし、今申し上げたような第三者委員会みたいなものというのは、それも有り得るのですがどちらにしても我々は、13年たってきて、先ほど言ったように、だんだん木をすく時期になってきていて、ここで1回、少なくとも佐野さんの意見も当然お聞きするわ

けですけれども、佐野さんが別にこの第三者委員会のメンバーというわけではないのですけれども、そこでお話は当然聞かなければいけないと。その上で、今後どうあるべきかというのは、もうちょっと、一度我々の立場でも考えなければいけないのかなと思っていた、ということなのですけれど。

○浅羽主査 奥委員、どうぞ。

○奥専門委員 よろしいですか。今のその第三者委員会、新たに設置されようとしているものと、現行の庭園会議と、具体的にどこがどう変わってくるのか、もう少し詳細なご説明をいただきたいのですが。

○別府館長 庭園会議自体は全体で、今申し上げた佐野さんとか、あるいは業者とかそういうところも含めて全員で問題点を共有して行って、今後どうするかという、ある種この1年の中でどうやっていくかということを経験している、そういう場所です。それで今回のものはその1年のというよりは、もうちょっと長期的な目から、その場合はむしろ現にやっていただいている方というのは、当然ヒアリングの対象にはなるとは思いますけれども入ってこないということと、メンバーとしてもうちょっと幅広い方に入っていただくことになろうかと思っています。特にこの観点でいえば、多角的な意見というわけでもないのですけれども、庭の専門家ではない方なんかにも入ってもらった方がいいかもしれないと。その庭の専門家ではない方というのは、どちらかという今問題になっている、会計的なことがわかる人とかそういう意味ですけれど、そういった方には1人入ってもらわないといけないのかなと思っているという感じです。

○奥専門委員 両方が併存していく形になるということですか。

○別府館長 そうです。

○奥専門委員 庭園会議とこちらの新委員会が。わかりました。その新しい委員会のほうはむしろその入札監視のような機能も持っていくということ。入札監視といいますか、その発注の……。

○別府館長 在り方みたいな。

○奥専門委員 あり方……、もしくはその妥当性も。

○別府館長 そういったものも議論の中には入るのだろうと思いました。

○奥専門委員 わかりました。それと、今現在、この京都市都市緑化協会と随契を結んでやっつけらっしゃるわけですが、これまでもずっとそういう形をとってらしたということなのですが、そこに協会の中に佐野さんですとか他の庭園業者も入っていると。そこからまた、どの松はどの人に聞いてもらうといったように、また個別に発注がされていくということで、多分お金の流れがかなり複雑に、もしくは非常に細かくなっているのではないかと思います、そこも全体も把握されていらっしゃるのでしょうか。

○別府館長 中で結局誰がどう受けているかということですね。

○奥専門委員 はい、細かいところまで。

○別府館長 恐らく本来……。

○迎賓館担当者　そうですね、発注しましたら速やかに、下請負についてはどういう状況かこちらのほうで承認をしますので、その4業者の中に職人さんはそれぞれ属していらっしゃるんで、個人との契約ではなくて、業者さんと契約されているというところは見てとれます。

○奥専門委員　では全部把握されているということなのですね。

○迎賓館担当者　そうです。細かい部分については、緑化協会の恐らく資金のやり取りというノウハウの部分になってくるので承知しておりませんが、私どもはどのような形の下請け体制でやっているかということと、そこからどのような職人さんが来ているかということ把握しております。

○奥専門委員　わかりました。最後ちょっと感想めいたことになってしまうのですが、ご説明いただいた内容は、いろいろ苦慮なさっていることはよくわかるのですが、その庭園保全管理の特殊性という話と、京都の庭園業界の特殊性という話が、ある意味相まってといいますか、両方絡まりあって今のような複雑な状況、どこを切り離してその競争性を持たせることができるのかという議論がなかなかできないような状況になってしまっているような気がするんですね。ただ、保全管理の特殊性、そこは維持しつつ、ただそれを、京都の庭園業者でないとそれが実現できないのかどうかというところは、ちょっと今日の話からですとよくわからなかったのですね。佐野さんが作庭者なので、そのコンセプトは当面維持していくという前提があるにしても、そこをまた京都市内の業者にクローズドで出さなくてはいけないということに、即座にそれはつながるのかどうかというところは、ちょっと違うような気もしますし、なのでその庭園保全管理の特殊性と、その業界の特殊性というのは、ちょっともう少し整理して考えてみたほうがいいのかという気がいたしました。そこはどうなのでしょう。

○別府館長　1点、すみません、先ほど言及するのを忘れて、今日はちょっと追加で配らせていただいたのが、「京都における日本庭園について」ということで、京都大学の庭の関係の方なのですが、要は我々もこういう説明を我々だけでして、どの程度御納得いただけているのかよくわからないので、一応一般的なことで、こういうものだというのを書いてくださいということで、書いていただいたのですが、この中で、そこまではっきり言っているのかどうか分かりませんが、真ん中の3段落目の、「本質的には、・・・」ということですよ。このあたりが、なかなか私もうまく言いがたいのですが、どうも、その特殊性の2つを切り分けがすごく難しいところではないかなと実は思っているということがございます。

○浅羽主査　よろしいですか。

○奥専門委員　はい。

○浅羽主査　それでは私からも少し質問させてください。幾つかわからなかったのですが、1つわからなかったのが、佐野藤右衛門氏と京都市都市緑化協会の関係なのですが、佐野藤右衛門さんに仕事をお願いするときに、京都市都市緑化協会からでない

と絶対にこれは頼めないものなのかどうかという点を確認させていただきたいと。もちろん、この庭の管理等に関してですね、別のことではなくこの庭に関してですが。

○別府館長 頼むというか、この保全管理をお願いしたいといったときに、そういうことをやることについては、恐らく佐野藤右衛門さんは非常にウェルカムというか、自分が関与すること自体には非常にいいのだと思いますけれども、そのときにどういうやり方ができるかといったときに、自分一人で全部は当然見られないという中で、そういう体制がないと無理だよねという話はまずあるわけですね。そのときに、先ほどちょっと申し上げたように行政実務的なことというのは、自分としてはそういうのはあまりできないという話もあるという中で、そのとき、どういう形で受けてくれますかと、いろいろな人に聞いている中でこれが出てきたのだということまでしかわからないです。ですが、やるということ、どういう場合にやるかということだと思いますけれど。

ただ一方で、考え方によっては、ではうちが佐野藤右衛門さんを雇えばいいじゃないかみたいな声もあるかもしれないですが、ただ彼は彼で自分の仕事は当然いっぱいあるわけで、あるいはそういう立場としても、つくる側と見る側では、その責任がかえって不明確になるわけですね。そういう点では、そういうやり方は恐らくないだろうなという中でこうなった、という具合に考えております。

○浅羽主査 今ご説明いただいた中で、佐野藤右衛門氏一人ではできない、で、恐らくですけれども、ここで4業者を含む熟練の職人という書き方がされているのですが、この一種のチーム、チームという言い方は適切なのかどうか、職人グループと、また片仮名になって申しわけないのですけれど、そこはある程度必要なのかなとは思っているのですけれど、その上に内閣府さんではだめだという理由は、ちょっとよくわからなかった、正直。というか、何で京都市都市緑化協会でないといけないのかというのが、その佐野藤右衛門さんでは行政文書とかいうようなものは、職人の方なのであまり得意ではないかもしれないとかいう、それを肩代わりできるとかそういうのは別に京都市都市緑化協会でもなくてもいいのかなと思ったのですが。

○別府館長 先ほどちょっと申し上げたように、その話はむしろこの4社プラスそういう体制をどこがしてくれるかが問題なのですね。そこに別の代入可能な何か、ものがあるかとすると、それは基本的に民間企業とかで大きいところが受けるとか、とりあえずやり方もあるような気もするわけですが、先ほどちょっと申し上げたように、これがまた、どちらの特殊性がよく分からないのですが、そういうほかのたくさん、彼らはまさに、皆さんどの会社も有名なところで、自分の名前で行っているところなのですよね。どこかの何らかのほかの大きい庭園会社に、庭園会社ではなくてほかの会社でもいいのですけれども、そういうものの下で受けるというのがなかなかどうも、成り立たないというのはわかったと、当時ですね。ですからそういうのではなくて、皆さんが同じ立場で基本的に参画することが望ましい、その同じ立場というのに一番近いのが、その緑化協会の一員として、みんな一員なんだから参画しているのだから、そういう形で入るのがいいということのようなの

ですが、ちょっと非常に私も御説明しにくいなと思っているのですが、そういうようなことで、それ以外の形でいろいろ考えたときに、なかなかうまく機能しそうになかったというのが事実だと思います。

○浅羽主査 あとそれで、そこと絡むのですけれども、館長が、先ほど少なくとも現時点でベストであるという言葉は使わずに、ベターであるという言葉をお使いになられた。別にそれは言葉の端をとるわけではなく、多分意味があっておっしゃっているのだろうなど。

○別府館長 それは単に私自身が、ベストってあまりないなと思っているだけなのです。常に別にもうちょっといい、さらにもっといいものがあり得るので、そういう点で、別に選択肢を最初からベストですというほどの自信はないということです。

○浅羽主査 とすると、改善という言い方がいいのかわからないのですけれども、変化に応じてやり方も変化させる可能性はなくはない、未来永劫というわけではないというぐらいの、それぐらいのことなのでしょうか。

○別府館長 これは私自身の今の理解もあるわけですが、先ほど申し上げた、新しくつくる意味があるのかということところが、そこはなかなか悩ましいところかもしれませんが、いずれにしてもいろいろ議論してもらいたいことがある中で、何か出てこないかなという期待はあるわけですね。ほんとうに何もいいのか、何かもうちょっと新しいものがあるのか、あるいは時代が変わっていく中で世の中が変わっていくのか、いろいろなものがあり得るので、そういう点では否定はしませんということです。

○浅羽主査 もう一つよろしいでしょうか。価格に関しまして、きちんとグリッパされていくというふうにおっしゃられたのですけれども、価格の推移見ますと若干ちょっと上がっているようにも思えます。理由は事務局を通じまして一般公開との関係だということなどでご説明いただいているのですけれども、どうしてもわからないところが……。

○別府館長 この1年間、簡単にまずご説明すると、価格変化というのが短期的に見て、最近上がっていますけれども、長期的には一時期上がって下がって上がって、みたいな流れをしています。それはその時々々の庭のやるべきことが変わってくるからというのがひとつあるからです。ただ、前年度から今年度の差は基本的に一般公開なので、金額の増分で十分その中に入っているというか、むしろほかのを削ったりして抑えているような、そういう状況になっています。

○浅羽主査 どうぞ。

○石堂副主査 いろいろとご意見、流れの中で考えてくると、あえて絵では分けて書いてあります、佐野先生と4業者というのはいわば一体として動いていると。

○別府館長 一体とまではいかないと思います。というのは、別に毎日毎日来ているわけでは当然ないわけであって、その中でやっているのを見て、それで指示を出すわけですが、そのときに彼らは彼らでそれなりに考えて、いろいろなことをやっているわけですね。

○石堂副主査 それで、全体としてベターな感じになるということなのではと思うけれど、

要するに、今の現在の庭のあり方をベターあるいはベストとして、考える限りはあまり動きようがない。ただいまのその庭の状況、状態、これ、日本の庭園、ここにある庭としてこれがベターであり、ベストでありということを、誰が決めるんだというときに、これは緑化協会が決める話でもないですよ。そこのところはどうか考えればいいのですかね。

○別府館長 すみません、何度も繰り返しますが、そのために私はどちらかという庭園会議というものがあると思っているのですよね。そういう場で庭園の、そういう方々がちゃんと見て、この方向で、あるいは佐野さんとしゃべって、ほんとうにそれでいいのかという議論だって起こり得るわけですよ。その方向で長期的にいいのかとか。そういうことが起こり得る場所だとは思っているわけです。

○石堂副主査 そういう部外者をたくさん入れたところで、もんで、議論が割れたときに、「じゃあどうする」というには時間は相当かかるだろうと思いますし。

○別府館長 その、じゃあというか、恐らく先ほど申し上げたように何年かたって変わってくる節目があるわけですね。やはり、ほとんどが大きい木として増えてきて、減らしていかなければいけないとか、まさに方向が変わっていくときには、佐野藤右衛門さんも十何年先は見えて考えているわけですが、でも十何年たって、そのときに思ったものが違うことは当然起こっているわけですよ。その状況の中で、次のベストはどこなんだという話はまた出てくるとは思っています。

○石堂副主査 ただ、今までの流れからいくと、だんだん変化がしていくにしても、どうい変化がいいかは、やっぱり佐野さんが判断するということになるのではないかという気がするんですよ。

○別府館長 その、つくる時の判断は、まさにどこに何を置くとかいう話は極めてがっちりとしているのですけれども、そうあった上での判断ですので、そういったときに、すごく狭い一本道しかないというわけではないと私は理解していたのですけれども。

○石堂副主査 いや、それでその部外者たくさん入れた委員会にしても、また一般の声を、要するにパブリックコメントみたいな感じとやっても、それはなかなか一般の人が、あれがいいこれがいいとわーわー言っても、恐らく大して意味がないだろうと思うのです……。

○別府館長 すみません。実は一般の声を、というのに対して私は、やっぱりちょっとこの話は一般の声ではないだろうという気はまずしています。

○石堂副主査 ですから、そういう議論も含めて、要するに庭のあり方として、今のがいいんだ、あるいは別な形がいいんだというにせよ、誰がそれをよしとしているのかというところが、最後に引かかってくるのではないかなと。

○別府館長 意思決定の仕組みということですよ。

○石堂副主査 ええ。

○別府館長 繰り返しになりますけれども、庭園会議は別にたくさんの方がいっぱい入っているわけではないです。それなりに、例えばこの京都迎賓館を最初につくったときの、庭

を見ていただいたような専門家とか、それなりに詳しい方々が入っている。あるいは建築的観点から京都迎賓館全体を見たときの方が入っていたりとか、そういう形ですので、それをすごくどんどん広げてというのはどちらかというのではないと思います。ただむしろ、今度第三者会議でどこまで広げるかというのはあると思いますけれども、我々の庭というのは、庭園の学会の方々も関心を持っているような庭なので、まさにそういうレベルでの御議論にもしていただけるような話だとは思っています。それを聞いても、最後は決めなければいけなくて、決めるのは、最後どうするかというのは形式的には、そんなことができるのかという思いつつ、私のところで判断せざるを得ないと思っています。

○浅羽主査 よろしいですか。

○石堂副主査 はい。

○浅羽主査 どうもありがとうございました。それでは時間となりましたので、本案件についての審議はこれまでとさせていただきますと思います。本件につきましては平成28年度より、競争性等の改善を要請しているところですが、本日のヒアリングを行っても、業務の特殊性などから随意契約で行う必要がある旨、内閣府からご説明いただいたところであります。

また、内閣府といたしましては、新たに第三者機関を設置するという事で、庭園の今後の事業のあり方、技術者の確保、発注の公正さ、さらには透明性までに関しましても検討するというようなことの発言がございました。

これは、ちょっと私からの注文ではあるのですが、この緑化協会が、何があっても自分のところが受けられるのだというようなことではなくて、時に緊張感を持って、もちろん内閣府として緊張感を持って発注するといったような関係を構築できるような議論を加えていただければ幸いです。当然、そうしていただけるとは思いますけれども、一定の緊張感を持って、先ほどグリップされている、いろいろと仕事も価格も、どちらもグリップされているということですが、そこをよりしっかりと今後もしていただきたい、そうしたものをよりできるように第三者委員会の体制、体制というのはメンバーも含めてですね、あるいは議論の内容につきましても、ご議論いただきたいところであります。

ついでに、本日のヒアリングにおきまして、私どももいろいろな意見や、あるいは要望、あるいは感想といったようなものもございましたが、そうしたことも含めまして、内閣府において検討を進めていただき、その第三者委員会の設置の内容等も含めて、その検討状況につきましても、当委員会でもフォローさせていただきたいと思っております。

そのような方針で、ほかの委員の先生方よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○浅羽主査 かしこまりました。それではそのような結論とさせていただきますと思います。

本日の議論の内容につきましては、最終的には私と事務局とで調整した上で、監理委員会への報告資料として整理いたしたいと思っております。整理したものにつきましては、事務局

から監理委員会の本委員会に報告をお願いしたいと思います。また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や、改めて確認したい事項等ございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局におきまして整理していただいた上で、各委員にその結果を送付していただきたいと思います。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 1点だけ。随意契約に当たって、競争相手が協会以外にないということが確認されたときに、いろいろな関係、有識者ですとか団体に聞かれたということですが、どれぐらいの数かどうかというのは、何か記録とかありますでしょうか。

○別府館長 すごくかかりしたものとかいうのはないのです。どちらかというとも伝承的に聞いて、いろいろ聞いてみたのですけれども、ただ有識者という点では、(今の関係の方もいらっしゃるし、そうでない人もいらっしゃるのですけれども、)そのときに、何人かまさに京都の、両方ですね、庭園の特殊性とその業界の特殊性の両方に詳しい方々にまず聞いているのは間違いないと。あとは、業界団体でもいろいろ聞いていると。あとは、実際に作庭者と施工業者にも、一体どういう形だったらうまくこれに絡むことはできるかというようなことは聞いているというところまでは確認していますが、そこは何か残っているかと言われると、すみませんが、私自身は承知しておりません。数としてはわかりません。

○事務局 わかりました。

○浅羽主査 よろしいですか。それでは以上をもちまして、京都迎賓館庭園保全管理業務の審議を終了いたします。内閣府の皆様におかれましては、ご出席いただきましてどうもありがとうございました。

(内閣府退室)